

令和三年六月九日提出
質問第一七一号

選挙運動及び政治活動における公職選挙法違反行為に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

選挙運動及び政治活動における公職選挙法違反行為に関する質問主意書

公職選挙法において、選挙運動のために使用する選挙運動用ビラの頒布の方法については、一定の制限が課されている。また、政治活動のために使用するたすきを、街頭等において行う公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動に用いる場合、公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項（以下「氏名等」という。）が記載されたものを使用することはできないとされている。これらに違反した場合には、それぞれについて罰則規定が存在する。

右を踏まえ、次の事項について質問する。

一 選挙運動時の選挙運動用ビラについて

1 街頭演説における選挙運動用ビラの頒布は、聴衆と通行人に直接頒布する以外の方法は許可されていないと解してよいか。

2 選挙運動用ビラの頒布方法について、公職選挙法第四百二十二条第六項では、「新聞折り込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することはできない」とされており、同条に基づき頒布方法を定める公職選挙法施行令第九十九条の六では、ポステイキングは認められていない。街頭演説をしている場所

において、その演説が聞こえる範囲で住宅の郵便受箱や二輪車のかご等へ選挙運動用ビラを頒布することとは、聴衆と通行人への直接頒布に該当せず、公職選挙法上認められていないと解してよいか。

3 選挙運動用ビラについて、公職選挙法第四百二十二条の規定に違反して文書図画を頒布し、同法第二百四十三条の罰則が適用された事例はあるか。また、それらの事例のうち、同法第四百二十二条第六項に違反して文書図画を頒布し、同法第二百四十三条の罰則が適用された事例はあるか。把握しているのであれば、直近の事例について詳細を伺いたい。

二 政治活動のために使用するたすきで、街頭等における公職の候補者等の政治活動に用いる場合、氏名等が記載されたものは、公職選挙法第二百四十三条第十六項で掲示が許可されたものには該当せず、使用は認められない。しかしながら、こうしたたすきの使用がいまだに続いている。

1 現在公職にない者が、公職の候補者として政党からの公認が内定しておらず、立候補を表明していない時点であっても、選挙運動期間でないことから、街頭等において政治活動をする際に、その者の氏名等が記載されたたすきを使用することは、公職選挙法上認められていないと解してよいか。

また、その者の氏名等が記載されたたすきは、個人の政治活動用ポスターの任期満了の日の六月前の

前日までは掲示が認められるという基準に関係なく、選挙運動期間外は文書図画の掲示として認められていないと解してよいか。

2 政治活動のために氏名等が記載されたたすきを使用することは、憲法に保障された表現の自由に含まれる政治活動の自由として認められているか。

3 たすきの使用に関して、公職選挙法第四百四十三条第十六項の規定に違反して政治活動における文書図画の掲示禁止行為を行い、同法第二百四十三条の罰則が適用された件数及び違反内容の詳細について、把握しているのであれば、詳細を伺いたい。

右質問する。